

## 函館市帰属公園の使用に関する取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、開発行為により帰属を受けた公園のうち遊具等を設置していない未整備の帰属公園（以下単に「帰属公園」という。）について、遊具等を設置するまでの間、公共的団体等に使用させる場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において公共的団体等とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 町会、老人クラブ、子供会およびこれに類する団体
- (2) その他市長が公共的な団体であると認める団体

### (使用の許可基準)

第3条 帰属公園の使用は、次に掲げる場合に限り、許可することができる。

- (1) 使用の目的が、花壇、菜園、ゲートボール広場等として地域住民の有効利用が図られるものであること。
- (2) 使用する公共的団体等の主たる活動の地域が、当該帰属公園の存する地域であること。

### (使用の許可申請)

第4条 使用の許可を受けようとする場合の申請は、公共的団体等の代表者（以下「代表者」という。）が行うものとする。

2 使用の許可申請を行おうとする代表者は、別記第1号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

### (使用料の減免)

第5条 函館市財産条例第3条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、別記第2号様式の使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

### (使用の許可書)

第6条 市長は、帰属公園の使用を許可する場合に交付する許可書は、別記第3号様式によるものとする。

### (附則)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

### (附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

## 帰属公園使用許可申請書

年　月　日

函館市長様

住所

申請者

氏名

つぎのとおり帰属公園の使用の許可を受けたいので申請します。

帰属公園の所在地	
使用面積 (m <sup>2</sup> )	
使用する団体の名称および代表者の氏名	
使用の目的	
使用の期間	年　月　日から 年　月　日まで
その他参考となる事項(図面等)	

別記第2号様式

## 使用料減免申請書

使用する帰属公園の 名称および所在地	名称	
	所在地	
使用面積（数量）		
使用の目的		
減免を受けようとする期間		
減免理由		
上記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。		
年　　月　　日		
住　所		
申請者		
氏　名		
函　館　市　長　様		

別記第3号様式

# 帰属公園使用許可書

年　月　日

様

函館市長

年　月　日付けで申請のあった帰属公園の使用については、次のとおり許可します。

記

(使用を許可する帰属公園)

第1条 使用を許可する帰属公園は、次のとおりとする。

所在地

使用面積

(使用目的)

第2条 前条の帰属公園の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の目的により使用しなければならない。

目的

(使用期間)

第3条 使用の期間は、年　月　日から　年　月　日までとする。

(使用料)

第4条 使用料は、とする。

(管理の義務等)

第5条 使用者は、帰属公園を常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 使用者は、帰属公園の使用の権利を他に譲渡し、転貸し、または担保に供してはならない。

3 使用者は、帰属公園について使用目的以外に形質の変更をしようとするときは、事前に書面をもって市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(使用許可の取り消しまたは変更)

第6条 市長は、帰属公園を公用または公共用に供するため必要とするときは、使用の許可の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

(現状回復)

第7条 使用者は、第6条の規定により使用の許可を取り消されたとき、または使用期間が満了したときは、自己の負担で市長が指定する期日までに、帰属公園を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(その他)

第8条 この許可書に定めるもののほか必要な事項については、函館市財産条例および函館市財産条例施行規則の定めるところによる。